

支給認定基準について

平成26年3月25日(火)

松戸市 子育て支援課

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○ 以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合その優先度を調整することが可能

- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

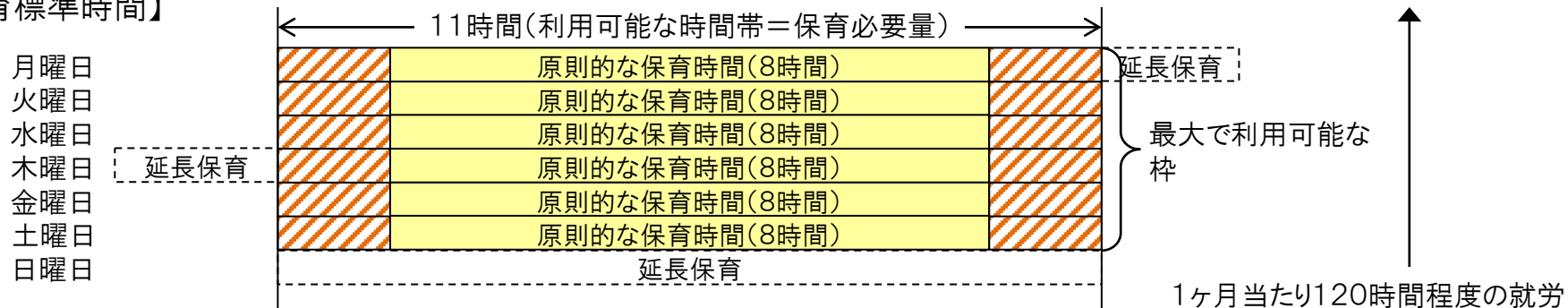
3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

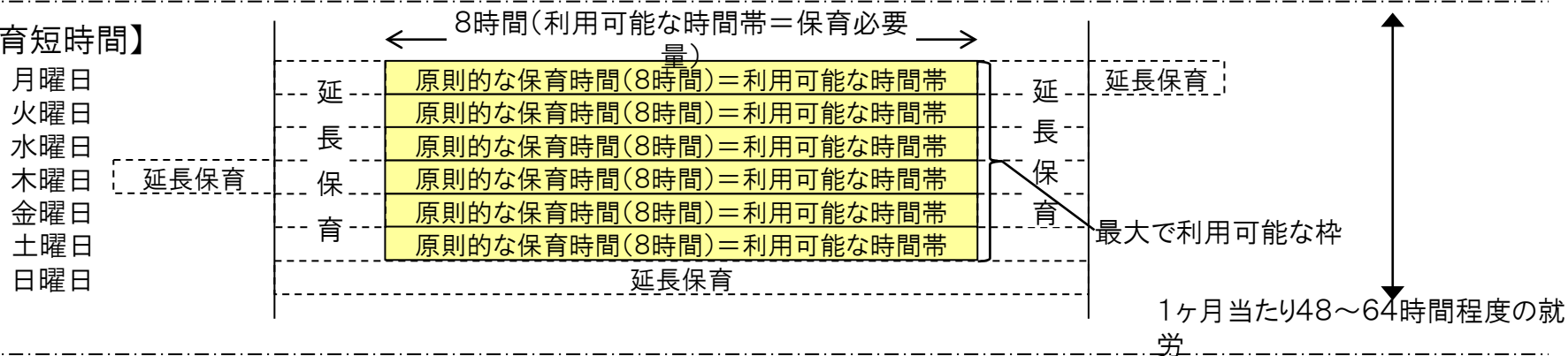
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



2. 「保育の必要性」の事由

国基準	現行の市条例 「保育の実施に関する条例」	市基準 (案)
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。	同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	国の基準どおり
①就労	(1) 居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	
②妊娠、出産	(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	
③保護者の疾病、障害	(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害に有していること	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	
⑤災害復旧	(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
⑥求職活動	} ※保育の実施に関する条例施行規則による	
⑦就学		
⑧虐待やDVのおそれがあること		
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	※内部規則で運用	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	(7) 前各号に類する状態にあること。	

3. 支給認定基準と認定区分の関係

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	<u>教育保育標準時間認定(=1号認定)</u> 【利用する教育・保育事業】 ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)	<u>保育認定(=2号認定)</u> 【利用する教育・保育事業】 ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3歳未満	<u>認定なし</u> 【利用する教育・保育事業】 なし	<u>保育認定(=3号認定)</u> 【利用する教育・保育事業】 ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業



保育短時間	保育標準時間
1日、最大8時間 の保育利用が可能	1日、最大11時間 の保育利用が可能



「就労の下限時間」の設定が必要となる。

4. 区分、保育必要量

●保育短時間の就労の下限時間について

国基準	現行の取扱い
1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	1ヶ月64時間を基本とする

●地域の就労実態(市民ニーズ調査結果による試算)

※アンケート回答者1,251人中

	※人数	割合	Aとの差
A:64時間以上就労している、または希望がある	482人	38.5%	—
B:48時間以上就労している、または希望がある	534人	42.7%	4.2%

※考え方として…

- ・現行の取り扱いとして、就労の下限時間を1ヶ月64時間としていること。
- ・平成25年度4月の保育所入所率は22.4%、国の定義に基づく待機児童は91名であり、現行の下限時間(64時間)においても、保育所入所希望者の増加が見込まれること。



【意見交換のポイント】

松戸市の対応方針として…

就労の下限時間を 64 時間とする。